



長野県報

12月2日(木)
平成22年
(2010年)
第2222号

目 次

告 示

保安林予定森林にする旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	1
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	2

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	3
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策課）	3
国土調査法に基づき行った土地分類基本調査の地図及び簿冊の閲覧（農地整備課）	4
都市計画の変更案作成のための公聴会の開催（都市計画課）	4
市街地再開発組合の定款変更の認可（都市計画課）	6
特定調達契約に係る一般競争入札（生活排水課）	6
一般競争入札（3件）（生活排水課）	8
企画提案公募（プロポーザル）（2件）（特別支援教育課）	10

告 示

長野県告示第692号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年12月2日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

飯田市北方2923、2924の2、3463の1、3463の2・3483の1
(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、3579の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長野県告示第693号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年12月2日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

飯田市南信濃八重河内1821・1822の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

森林づくり推進課

長野県告示第694号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年12月2日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

南佐久郡北相木村字通岩828、832の2、835の1、835の3、845の4、855の2、字曲谷857、858の2、字和田久保950

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第695号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年12月2日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡南木曽町田立2096の1、2096の167

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第696号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年12月2日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡南木曽町田立2096の35、2096の70、2096の156、2096の157

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第697号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年12月2日

長野県知事 阿部守一

1 解除に係る保安林の所在場所

木曾郡木祖村大字小木曾5441の8（次の図に示す部分に限る。）、5441の160、5441の161

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課